

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県教科用図書選定審議会委員定数条例	公 布 日	昭和39年3月25日
条 例 番 号	昭和39年三重県条例第53号	直 近 改 正 日	平成13年3月27日
所管部局課	教育委員会事務局小中学校教育課	電 話 番 号	059-224-2963
条例の概要	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第3項の規定に基づき、三重県教科用図書選定審議会の委員に関し、定数を20人と定めるものである。	条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第3項の規定に基づき、教科書の選定に関して多様な意見を反映させるため必要な人数を定める必要があり、現在でも妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第3項の規定に基づき、教科書の選定に関して多様な意見を反映させるため必要な人数を定める必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	三重県教科用図書選定審議会は、毎年度置かれている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	三重県教科用図書選定審議会の委員の定数については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第3項により、条例での規定が必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第3項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	教科用図書選定審議会の委員の人数については義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第3項により20人以内とすることを規定し、実務上の食い違いはない。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第3項の規定に基づき三重県教科用図書選定審議会の委員の定数を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	三重県教科用図書選定審議会委員という特定の者のための定数であり、限定的なものである。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	三重県教科用図書選定審議会委員という特定の者のための定数であり、限定的なものである。

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理	特記事項	見直しに関する規定の有無	
		由	保護者や国民に開かれた教科書採択とするため、教科用図書選定審議会の委員に保護者代表等を加えることで、保護者等の意見がよりよく反映されるよう、委員定数を法の上限の20名とすることが妥当である。	有効期限に関する規定の有無	
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無